

中学生の5人に1人が就学援助を受給 藤沢でも深刻な「子どもの貧困」

「子どもの貧困」

所得の低い家庭の子どもの教育費の一部（給食費、学用品費、修学旅行費など）を支援するのが「就学援助」制度だ。

1997年度には6.6%だった全国の受給率は、2011年度には15.6%にまで激増した。実に、子どもの6人にひとりが貧困状態にあることになる。

では、藤沢市の場合はどうだろうか？

(小学校)

年度	認定者(人)	認定率	児童数
12	1,773	8.8%	20,198
13	2,173	10.6%	20,557
14	2,423	11.5%	21,101
15	2,875	13.3%	21,547
16	3,212	14.7%	21,853
17	3,432	15.6%	22,028
18	3,514	15.8%	22,217
19	3,582	16.1%	22,285
20	3,515	15.7%	22,435
21	3,548	15.7%	22,553
22	3,746	16.5%	22,665
23	3,751	16.4%	22,896
24	3,719	16.2%	22,953
25	3,605	15.7%	22,913

(中学校)

年度	認定者(人)	認定率	生徒数
12	801	8.2%	9,781
13	921	9.6%	9,555
14	954	10.2%	9,371
15	1,082	11.7%	9,246
16	1,178	12.7%	9,277
17	1,313	14.0%	9,398
18	1,457	15.3%	9,523
19	1,636	16.7%	9,770
20	1,786	17.9%	9,981
21	1,827	18.1%	10,096
22	2,026	20.0%	10,144
23	2,075	20.2%	10,272
24	2,065	19.9%	10,364
25	2,051	19.7%	10,429

▲ 藤沢市の就学援助認定率の変化

藤沢市の小学生の2013年度の就学援助率は15.7%、中学生は19.7%だ。中学生について言えば「5人に1人」と、全国平均を上回る。

これが、「主婦が住みたいまち全国No.1」の藤沢のもうひとつの現実だ。

だが多くの人にとって、そんな実感は乏しいかもしれない。

生活に困窮する当事者は、そのことを進んで他人に話そうとはしないだろう。

地域的な片寄りもある。就学援助世帯の子どもがほとんどいない学校がある一方、在校生の3人に1人が就学援助を受けているという学校もある。

その中学校でこんなことがあった。3年生の進学希望先が、中学校の至近距離にある県立高校に集中したのだ。その理由は「交通費が払えないから」だった。

貧しさのため食費を削らざるを得ず、まともな食事が学校の給食だけ、という小学生もいる。見かねた先生が毎朝、おにぎりを持ってきて食べさせている。

いずれも、いま藤沢で現実には起きていることだ。

貧困の連鎖

「子どもの貧困」の背景にあるのは、「親の貧困」だ。

2013年度の生活保護受給者は、216万4千人と過去最高を更新した。

この人たちは必ずしも「働いていない」のではない。新自由主義政策や派遣労働の“規制緩和”で、いまや働く者の4割は不安定な非正規雇用になってしまった。

そのため働いても低い賃金しか得られず、貧困に陥る「ワーキングプア」が増えたのだ。

中でも特に母子家庭が厳しい状況にある。2012年度の調査では、母子家庭の54.6%が貧困状態にあるという。

貧困はさまざまに波及する。病院にかかることも難しくなり、健康にも影響が出る。困窮から来る親の心の不安が子どもへの虐待に向かうこともある。

生活困窮世帯では学習机すらない家庭も少なくない。学習につまづき、経済的な理由が重なって進学が困難になれば、安定した職業に就くことは難しくなる。

その結果、貧困家庭の子どもが大人になっても貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が起こる。

これが、貧困家庭が増え続けているひとつの理由だ。

子供の貧困対策大綱

静岡県川勝平太知事は一昨年、全国学力テストの成績が全国平均以下だった学校の校長名を公表した。

「学校教育の責任は現場の先生にあることを明確にする」というのが、その理由だ。

だが平均以下だった学校は、いずれも生活困窮世帯を多く抱える学校だった。過日文科省が発表した「家庭の経済状態と学力は相関する」という全国学力テストの分析結果（注）を、ぜひ知事は読んでほしい。

川勝知事だけではない。貧困や生活保護に対する「自己責任」論はいまだに根強い。だが、子どもの貧困は「自己責任」で済ませるわけにはいかないはずだ。

2013年、国会で「子どもの貧困対策法」が成立した。対策法は、その目的をこう述べる。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する。

「子どもの貧困」は環境要因によるものであって、「自己責任」として放置してはならないことをようやく国が認めたのだ。

これを受けて昨年(2013)の8月29日、政府は「子供の貧困対策大綱」を閣議決定した。

大綱には、生活困窮世帯の子どもへの学習支援やスクールソーシャルワーカーの配置充実、ひとり親家庭の親の就業支援などが盛り込まれた。

だが、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当の増額や、返済が不要の給付型奨学金の創設は見送られた。

結局は「環境要因」の改善ではなく、個人の「資質向上」の色彩が強い。これで抜本的な対策になるかどうか、私には疑問が残る。

(注)「平成25年度全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

学校を貧困対策の「プラットフォーム」に

大綱を受けて、藤沢でも生活保護世帯の子どもを対象とした学習支援教室が始まった。ひとり親家庭の親に対する就労支援制度も立ち上がっている。

では今後、さらに必要なのはどのようなことだろう。

ひとつは、生活困窮世帯の子どもを対象とした返還の必要のない「給付型奨学金」の創設だ。本来、国が実施すべき事業だが、自治体も実施することも検討すべきだ。すでに長野県が独自の制度を創設した。

奨学金については、議会での私の質問に対して市も「どのような制度が必要か検討する」と答えている。もうひとつ大綱で注目すべきは、学校の役割だ。

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子供の貧困対策を展開する。(「子供の貧困対策大綱」より)

この「貧困連鎖を断ち切るプラットフォーム」とは、どのようなことだろう。

内閣府の「子どもの貧困対策に関する検討会」で、日本大学の末富芳准教授は「学齢期の子どもを全数把握して福祉部局などにつなげる役割」を学校に求めた。

一例として、藤沢でもこんな小学校の話聞いた。

保健室の先生が、口の中が虫歯だらけの子どもに気づいた。虫歯が痛くて泣いている。聞いてみると、ほとんど歯医者にかかったことがないという。

その子の家は就学援助世帯ではなかった。だが疑問

に思った先生がお母さんと話してみると、実際には収入が少なく、就学援助を受ける資格があるのに受けていなかったことがわかる。その理由は、「手続き書類が難しく、書き方がわからない」ということだった。

このことを知った先生はお母さんと一緒に書類の作成を手伝い、就学援助につなげていった。子どもは、やっと歯科の治療を受けることができたという。

日本の福祉制度は「申請主義」だ。本人が申請しない限りその制度は使えない。だが保護者が就学援助制度を知らなかったり、「生活保護バッシング」の影響で援助を受けることに抵抗感を持っている場合もある。

「6人に1人が貧困」と言うが、実際には「援助を受けられるのに受けていない」「隠れた貧困」も相当数に上るはずなのだ。

だとすれば、ここに学校の役割がある。

教職員が「子どもの貧困」にアンテナを張り、就学援助や相談機関、福祉などにつなぐ。子どもを入口として、家庭を支援する。

本来、これこそ公立学校の役割ではないのだろうか。

もちろん、多忙な学校に「また新しい仕事を増やすのか」という声も出るだろう。

だが、「先」が見えてしまったためにドロップアウトを始めた生徒に使う生徒指導の労力より、もっと早期に根本的な支援につなぐ労力の方が、学校のエネルギーは少なくて済むのではないだろうか。

もちろん、生活困窮世帯を多く抱える学校への加配も必要だ。学校だけが抱えるのではなく、「教育」と「福祉」をつなぐ「スクールソーシャルワーカー」などもぜひ活用したい。

学習支援や奨学金も、もちろん経費はかかる。

だが本当に困窮してから生活保護費を支給するより、もっと手前にセーフティネットを張った方が、はるかに社会的コストは少なくて済むはずだ。

「貧困」を生む社会を変えよう

「貧困」を語るとき忘れてならないのは、格差社会で莫大な利益を得ている者もいる、ということだ。

小泉内閣の大臣として雇用の「規制緩和」を進め、大量の派遣労働者を生み出したのは慶応大学のT教授だ。いま彼は、人材派遣大手のP社の会長として多額の報酬を得ている。

いま政府は「貧困対策」を言う一方で、残業代ゼロ政策や派遣労働のいっそうの拡大を進めようとしている。だが、このような新自由主義政策こそ「貧困」の拡大を生んだ元凶ではなかったのか。

本当の「貧困」対策は、「貧困」を生み出す社会構造を変えることだ。